

ふくしま産業育成資金〔県内育成枠（中心市街地要件）〕 融資制度取扱要領

1 定義

(1) 中心市街地

中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号。以下「中心市街地活性化法」という。）第 9 条第 2 項第 2 号に基づき定めた中心市街地の区域をいう。

(2) 近隣商業地域及び商業地域

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 9 条第 8 項及び第 9 項に規定する地域をいう。

(3) 協議会

中心市街地活性化法第 15 条第 1 項の規定に基づき組織された中心市街地活性化協議会をいう。

(4) 中小企業者

中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 1 項に規定する者をいう。

(5) ふくしま産業育成資金融資制度要綱（以下「要綱」という）3(2)「融資の対象」の業種の項のただし書きにある対象外とする「業種」は、次の各号の一に該当するものとする。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項第 7 号に規定する風俗営業（麻雀屋を除く）、同条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業（同項第 4 号及び第 5 号に規定するものを除く）及び同条第 7 項に規定する無店舗型性風俗業特殊営業（同項第 2 号に規定しているものを除く）並びに同条第 8 項に規定する映像送信型性風俗特殊営業

イ 易断所、観相業、相場案内業（けい線屋）

ウ 競輪・競馬等の競走場

エ 競輪・競馬等の競技団

オ 芸妓業

カ 場外馬券売場、場外車券売り場、競輪・競馬等予想業

キ 興信所

ク 芸妓業周旋業

ケ 集金業、取立業

コ 政治・経済・文化団体（ただし協議会を除く）

(2) 要綱 3(2) A③「中心市街地要件」の項の「商業地域内等」とは、商業地域内及び商業地域（商業地域が定められていない場合は近隣商業地域）に隣接し、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 12 条の 4 第 1 項に定める地区計画を策定し、商業地域に準じる土地利用を図る地域内をいう。

(3) 要綱 3(2) A③「中心市街地要件」の項の「商業施設等」とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条第 8 項及び第 9 項に定める建築物以外の建築物をいうものとする。

2 協議会による確認

要綱 3(2) A③「中心市街地要件」の項の「協議会から事前に確認を受けたもの」とは次により取り扱うものとする。

(1) 協議会は、融資申込予定者の本制度資金に係る融資資格の確認をするため、事前に当該

予定者から「ふくしま産業育成資金協議会確認申出書」（様式1）により申出を受けるものとする。

(2) 協議会は前項による申出を受けた場合には、次の点を確認するものとする。

なお、中小企業者である協議会の構成員が融資申込予定者である場合には、福島県が確認するものとする。

ア 当該融資申込にかかる商業施設等の場所が中心市街地の商業地域内（商業地域が定められていない場合は近隣商業地域内）等に位置するものであること

イ 当該事業計画が中心市街地の活性化に資するものであること

(3) 協議会（中小企業者である協議会の構成員が融資申込予定者である場合には福島県）は当該申出にかかる事業計画の借入希望額が設備資金の場合で1億円、運転資金の場合で5千万円の範囲内である場合には、前項の確認結果を「ふくしま産業育成資金協議会確認申出に係る回答書」（様式1）により申出者に対し回答するものとする。

(4) 協議会（中小企業者である協議会の構成員が融資申込予定者である場合には福島県）は当該申出にかかる事業計画の借入希望額が設備資金の場合で1億円、運転資金の場合で5千万円を超える場合には、協議会（中小企業者である協議会の構成員が融資申込予定者である場合には福島県）は、市町村長から中心市街地の活性化に対して貢献が著しいと特に認めるかどうかについての意見（様式2）の提出を受けた上で、様式1により回答するものとする。

(5) 協議会は、要綱3(2)A③「中心市街地要件」に定める事前確認事務について、協議会の構成員のうち、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第15条第1項に規定する者の中から予め1者を指名し、委任することができるものとする。

(6) 要綱の附則に基づき協議会を認定構想推進事業者とした場合で、当該認定構想推進事業者が解散又は休止等により事業活動を行っていない場合は、福島県が融資資格を確認することとする。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県街なか再生特別資金融資制度要領に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成15年6月12日から施行する。
- 2 改正前の福島県街なか再生特別資金融資制度要領に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県街なか再生特別資金融資制度要領に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県街なか再生特別資金融資制度要領に基づき融資された資金については、な

お、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成17年5月19日から施行する。
- 2 改正前の福島県街なか再生特別資金融資制度要領に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県街なか再生特別資金融資制度要領に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成18年8月22日から施行する。
- 2 改正前の福島県街なか再生特別資金融資制度要領に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成19年3月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県街なか再生特別資金融資制度要領に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県街なか再生特別資金融資制度要領に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県街なか再生特別資金融資制度要領に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県街なか再生特別資金融資制度要領に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

(参 考)

改正前の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成10年法律第92号）第18条第3項の認定を受けた認定構想推進事業者（TMO）は次の10市9町である。（中心市街地活性化協議会設立済みを含む。）

市町村名	中心市街地の区域	TMO又は協議会事務局（事前確認先）
福島市	JR福島駅を中心とした旧市街地	福島商工会議所 〒960-8053 福島市三河南町1-20 TEL (024) 536-5511 FAX (024) 525-3566
二本松市	本町地区周辺及び竹田・根崎地区	二本松商工会議所 〒964-0917 二本松市本町1-60-1 TEL (0243) 23-3211 FAX (0243) 23-6677
郡山市	JR郡山駅西口、中町地区を核に、南北軸4.5km、	郡山商工会議所 〒963-8005

	東西軸5kmとした十字型のエリア	郡山市清水台1-3-8 TEL (024) 921-2600 FAX (024) 921-2640
--	------------------	---

市町村名	中心市街地の区域	TMO又は協議会事務局（事前確認先）
須賀川市	JR須賀川駅から県道二本松須賀川線沿道南北2km	須賀川商工会議所 〒962-0844 須賀川市東町59-25 TEL (0248) 76-2124 FAX (0248) 76-2127
田村市 船引地区	JR船引駅を中心とした国道288号線、国道349・288号線バイパスに囲まれた三角状の区域	(株)まちづくりふねひき 〒963-4312 田村市船引町大字船引字上中田17-1 TEL (0247) 82-4264 FAX (0247) 82-0296
白河市	JR白河駅前を中心とした東西2km南北1kmの区域	(株)楽市白河 〒961-0000 白河市大手町3-8 TEL (0248) 27-1448 FAX (0248) 27-1448
会津若松市	JR会津若松駅、中央通り、神明通り、七日町、市役所周辺の区域	(株)まちづくり会津 〒965-0816 会津若松市南千石町6-5 TEL (0242) 38-2822 FAX (0242) 38-2833
喜多方市	喜多方市駅前と中心にある市役所周辺の地域	会津喜多方商工会議所 〒966-0827 喜多方市沢ノ免7331 TEL (0241) 24-3131 FAX (0241) 25-7171
南相馬市	JR原ノ町駅前から西側へ1.2kmの駅通りを包含する地区	原町商工会議所 〒975-0006 南相馬市原町区橋本町1-35 TEL (0244) 22-1141 FAX (0244) 24-4182
いわき市	JRいわき駅を起点として徒歩15分圏域に入る駅周辺地域	いわき商工会議所 〒970-8026 いわき市平字菱川町1-3 いわき産業会館 TEL (0246) 25-9151 FAX (0246) 25-9155
川俣町	町東部の既存市街地を	(株)まちづくり川俣

	中心とした国道349号、 国道114号、広瀬川及び 川俣小中学校に囲まれ た三角形の区域	〒960-1454 伊達郡川俣町字八反田23 TEL (024) 565-2377 FAX (024) 565-2382
--	---	---

市町村名	中心市街地の区域	TMO又は協議会事務局（事前確認先）
本宮市	JR本宮駅東側と阿武隈 川に挟まれた区域	(株)M o t . C o mもとみや 〒969-1131 本宮市字南町裡26-11 TEL (0243) 63-0008 FAX (0243) 63-0050
三春町	三春町の旧町における 市街地中心部と周辺風 致地区	(株)三春まちづくり公社 〒963-7759 田村郡三春町字大町82 TEL (0247) 62-5911 FAX (0247) 62-5911
小野町	JR小野新町駅周辺から、 北に延びる「小町通り」 周辺の商業地域等	(株)まちづくり小野 〒963-3401 田村郡小野町小野新町字中通35 TEL (0247) 72-3228 FAX (0247) 72-3256
棚倉町	JR磐城棚倉駅を中心と した国道118号線沿い	(株)まち工房たなぐら 〒963-6123 東白川郡棚倉町大字関口字上志宝2-3 TEL (0247) 33-3161 FAX (0247) 33-3162
塙町	JR磐城塙駅西側と久慈 川に挟まれた区域	塙町商工会 〒963-5405 東白川郡塙町大字塙字大町3-31-1 TEL (0247) -43-0371 FAX (0247) -43-1254
猪苗代町	JR猪苗代駅北部の亀ヶ 城跡周辺及び旧国道115 号線沿いの地域	(株)まちづくり猪苗代 〒969-3122 耶麻郡猪苗代町字本町42 TEL (0242) 72-1415 FAX (0242) 72-1415
会津美里町 本郷地区	近隣商業地域を中心と した、多くの都市施設や 窯業事業所が立地して いる区域	(株)会津美里振興公社 〒969-6112 大沼郡会津美里町字家東甲4224-2 TEL (0242) 57-1175 FAX (0242) 57-1506

浪江町	JR浪江駅を挟んで、請戸川、国道6号、駅南通りに囲まれた区域	(株)東遊記 〒979-1521 双葉郡浪江町大字権現堂字新町66 TEL (0240) - 35 - 0550 FAX (0240) - 35 - 0080
-----	--------------------------------	---

ただし、上記の表のうち「中心市街地の区域」に記したものは、おおよその位置を示した概要であるので、個別案件について対象エリアにあるかどうかについては、事前確認先に確認すること。